2022年1月時点

高等学校等就学支援金オンライン申請システム　e-Shien
申請者向け利用マニュアル
②　新規申請編

入学・転入時等に、「意向登録」「受給資格認定申請」を行うための専用マニュアルです。

2022年4月
文部科学省

目次

- このマニュアルでは、高等学校等就学支援金(以下、就学支援金)に関する手続を、生徒がe-Shienで行うための手順について説明します。

- マニュアルは次の4つに分冊されており、本書は**「②新規申請編」**です。

① 共通編
・・・e-Shienの概要や操作方法を説明します。

② 新規申請編
・・・「意向登録」「受給資格認定申請」について説明します。
入学・転入時や、新たに就学支援金の申請を行う際に参照してください。

③ 継続届出編
・・・「継続意向登録」「収入状況届出」について説明します。
毎年7月頃、就学支援金の継続に関する手続を行う際に参照してください。

④ 変更手続編
・・・「保護者等情報変更届出」「支給再開申出」について説明します。
保護者に変更があった際や、復学により就学支援金の受給を再開する際に参照してください。

- 本書（②新規申請編）の内容は、以下のとおりです。

1. 受給資格認定申請の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3
2. 操作説明
2-1. e-Shienにログインする ・・・・・・・・・・・・・・・・ P.4
2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する ・・ P.5
2-3. 受給資格認定の申請をする ・・・・・・・・・・・・・・ P.7

※本文中の画面表示は、令和4年4月現在のものです。

- e-Shienへのアクセス
https://www.e-shien.mext.go.jp/

- 操作手順の説明動画、FAQ等
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html

- 就学支援金制度の概要
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm

1. 受給資格認定申請の流れ

e-Shienを利用した受給資格認定申請の流れは以下となります。
（①共通編マニュアルの３ページと同じ記載です。）

受給資格認定の申請(4月の入学時・転入時 等)

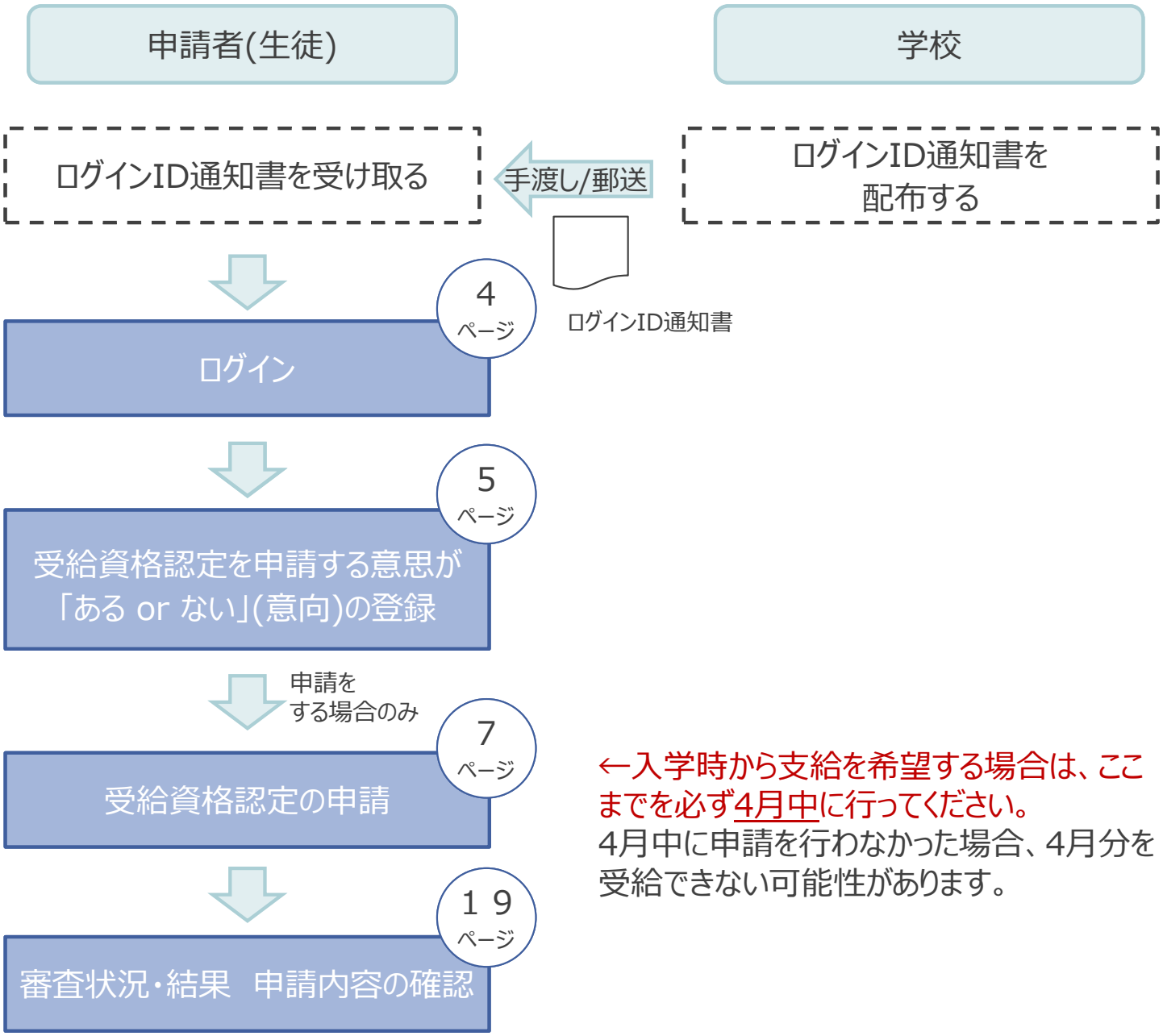

←入学時から支給を希望する場合は、ここまでを必ず4月中に行ってください。
4月中に申請を行わなかった場合、4月分を受給できない可能性があります。

※税の申告を行っていない場合、所得確認ができず、支給決定が遅れる場合がありますので、事前に申告手続をお願いします。（ただし、控除対象配偶者、生活扶助受給者等は、税申告は原則不要です。）

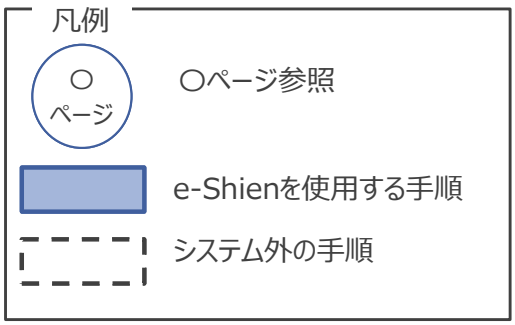

2. 操作説明
2-1. e-Shienにログインする

e-Shienを使用するために、システムへログインします。
ログインは、パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。

https://www.e-shien.mext.go.jp/

1. ログイン画面

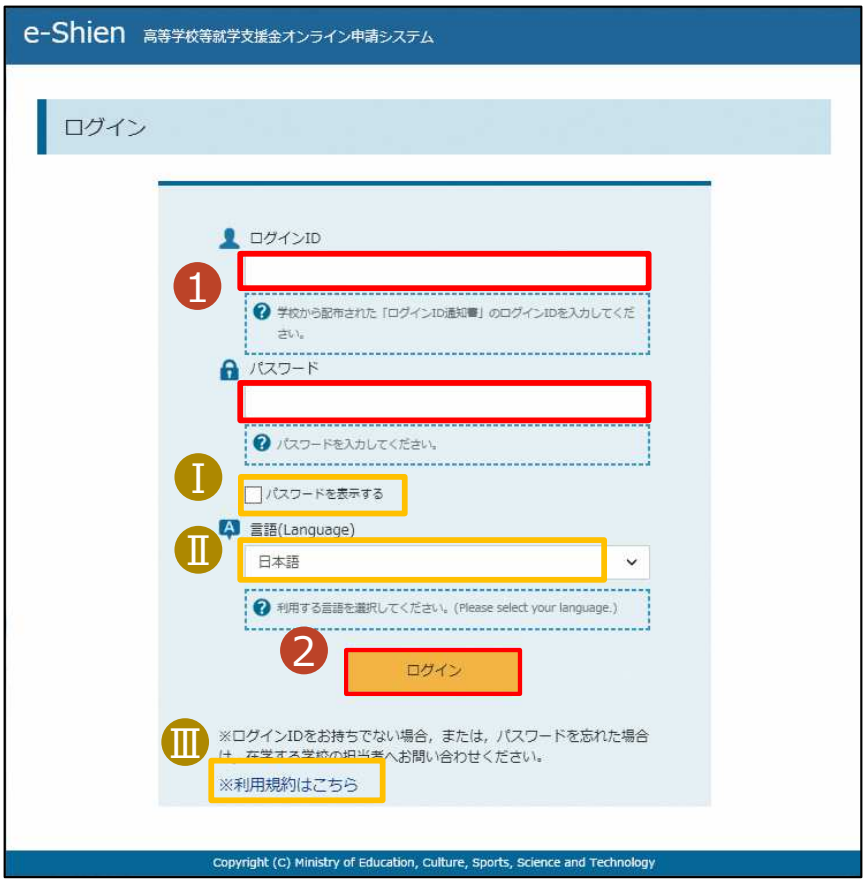

ログインID通知書のサンプル

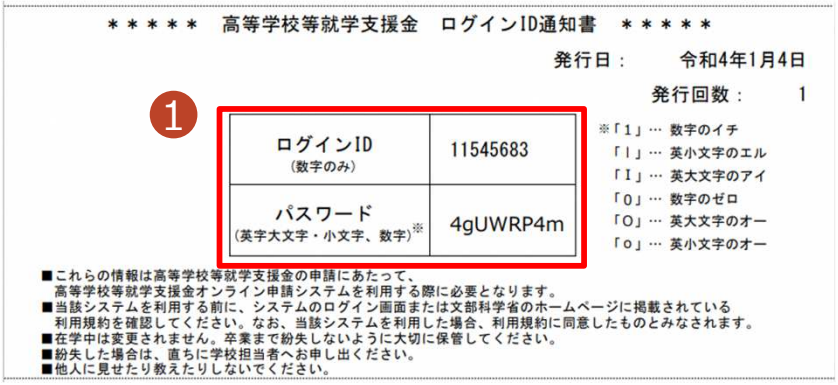

＊＊＊＊＊　高等学校等就学支援金　ログインID通知書　＊＊＊＊＊

発行日：　令和4年1月4日

発行回数：　1

1

ログインID（数字のみ）	11545683
パスワード（英字大文字・小文字、数字）※	4gUWRP4m

※「1」… 数字のイチ
「l」… 英小文字のエル
「I」… 英大文字のアイ
「0」… 数字のゼロ
「O」… 英大文字のオー
「o」… 英小文字のオー

■これらの情報は高等学校等就学支援金の申請にあたって、高等学校等就学支援金オンライン申請システムを利用する際に必要となります。
■当該システムを利用する前に、システムのログイン画面または文部科学省のホームページに掲載されている利用規約を確認してください。なお、当該システムを利用した場合、利用規約に同意したものとみなされます。
■在学中は変更されません。卒業まで紛失しないように大切に保管してください。
■紛失した場合は、直ちに学校担当者へお申し出ください。
■他人に見せたり教えたりしないでください。

手順

1. ログインID通知書を見ながらログインIDおよびパスワードを入力します。
2. 「ログイン」ボタンをクリックします。

補足

Ⅰ 「パスワードを表示」により入力したパスワードが確認できます。

Ⅱ 表示言語は、”日本語”もしくは”English”が選択できます。

Ⅲ e-Shienの「利用規約」を確認できます。

- ログインIDやパスワードがわからなくなった場合は、学校に確認してください。

2. 操作説明
2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する

受給資格認定申請の前に、申請をする意思が「ある or ない」(意向) を登録します。

就学支援金の支給を希望する場合、申請する意思(意向)があることを登録をした上で受給資格認定申請をする必要があります。(7～20ページで、受給資格認定申請方法を説明します。)

学校から意向内容の再登録を依頼された場合や意向内容を誤った場合に再登録をする手順も、この説明と同様の手順で行います。

1. ポータル画面

手順

1. 「意向登録」ボタンをクリックします。

2. 意向登録画面

手順

1. 内容を確認し、チェックします。
2. 受給資格認定の申請をするかしないか選択します。
   - 就学支援金の**支給を希望する**場合
     ➡上部：申請をします。
   - 保護者等の所得制限基準（世帯年収約910万円※）を超えている場合
   - 上記のほかの理由により受給資格認定の申請を行わない場合
     ➡下部：申請をしません。
3. 「入力内容確認」ボタンをクリックします。

※世帯構成によっては異なる場合があります。

2. 操作説明
2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する

3. 意向登録確認画面

手順

1 登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。

補足

I 前の画面の選択内容を修正する場合、「意向登録に戻る」ボタンをクリックします。

4. 意向登録結果画面

手順

1 意向の登録結果が表示されます。

- 受給資格認定申請をする場合
  ➡「続けて受給資格認定申請を行う」ボタンをクリックします。
- 受給資格認定申請をしない場合
  ➡手続きは完了です。

補足

- 受給資格認定申請の操作手順は、7ページを参照してください。
- **<u>誤った意向内容を登録してしまった場合、自身で修正することはできません。</u>**
  学校に連絡し、学校から登録解除の連絡を受けた後に再度登録してください。

2. 操作説明
2-3. 受給資格認定の申請をする

受給資格認定の申請を行います。就学支援金の支給を希望する場合、必ず受給資格認定の申請をしてください。

申請には、生徒本人の情報、学校情報(在学期間等)、保護者等情報の登録が必要となります。(７～２０ページで、各情報の登録方法を説明します。)

1. ポータル画面

手順

1. 「認定申請」ボタンをクリックします。

補足

- ６ページの意向登録結果画面から続けて受給資格認定申請を行う場合、次の「2.認定申請登録(生徒情報)画面」から始まります。

2. 認定申請登録(生徒情報)画面

手順

1. 記入上の注意をよく読んでから申請してください。
2. 学校で登録された生徒情報が表示されるため、正しいことを確認します。誤りがあった場合は、この画面で修正してください。
3. 「学校情報入力」ボタンをクリックします。

補足

- 申請を中断した後に再開する手順は、20ページを参照してください。

2. 操作説明
2-3. 受給資格認定の申請をする

3. 認定申請登録(学校情報)画面 (1/2)

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

うち支給停止期間「あり」にチェックした状態の画面

手順

1. 各学校によって登録された学校情報が表示されるため、正しいことを確認します。

2. 過去に他の学校に在籍していたかどうかを入力します。
   - 過去に他の学校に在籍した期間がない場合
     ➡そのまま 3 をクリックし、10ページに進みます。
   - 過去に他の学校に在籍した期間がある場合
     ➡9ページを参照してください。

3. 「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。

補足

Ⅰ-1 現在の学校にて支給停止期間がある場合、「あり」にチェックします。

Ⅰ-2 支給が停止されていた期間を入力します。

Ⅱ 前の画面の入力内容を修正する場合、「認定申請登録(生徒情報)に戻る」ボタンをクリックします。

2. 操作説明
2-3. 受給資格認定の申請をする

過去に他の高等学校に在籍していた期間がある場合の手順は以下のとおりです。

3. 認定申請登録(学校情報)画面 (2/2)

「開く」ボタンおよび「在学期間追加」ボタンをクリックした画面

手順

1. 「開く」ボタンをクリックします。
2. 「在学期間追加」ボタンをクリックし、学校の名称、在学していた期間等を入力します。
3. 「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。

補足

Ⅰ 誤って「開く」ボタンをクリックしてしまった場合は、「閉じる」ボタンをクリックしてください。
閉じずに次に進もうとするとエラーになります。

Ⅱ 支給停止期間がある場合、「あり」にチェックし、期間を入力します。

Ⅲ 就学支援金を受給したことがあるときは、「受給資格消滅通知」を学校に提出します。

2. 操作説明
2-3. 受給資格認定の申請をする

4. 認定申請登録(保護者等情報)画面（共通）(1/2)

手順

1 収入状況の提出が必要な保護者等を確認するための質問に回答します。

補足

- 各質問で選択した回答に合わせて次の質問が表示されます。(表示される質問は回答の選択により異なります。)
- 就学支援金の支給を希望する場合、個人番号カード等を使用して収入状況を提出する必要があります。

各質問に回答すると、下図の流れに沿って次の質問が表示されます。

収入状況の提出が必要な方

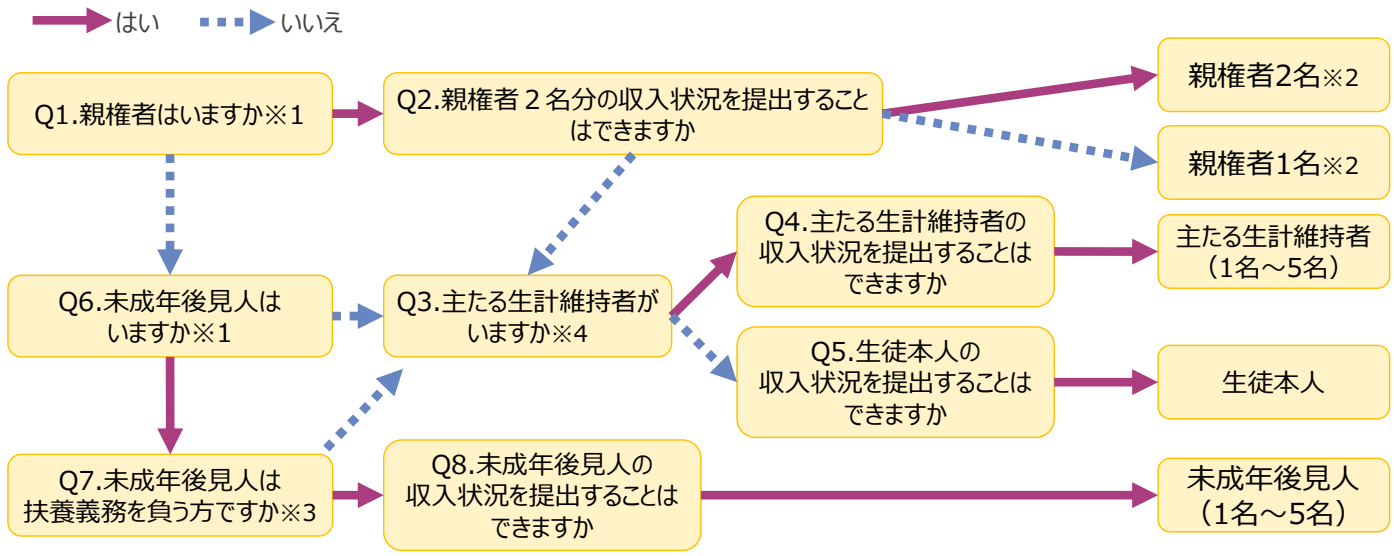

※1 生徒が成人（18歳以上）である場合、「いいえ」を選択してください。
※2 次の場合、該当する親権者の収入状況の提出は必要ありません。
・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合
・日本国内に住所を有したことがない等個人番号の指定を受けていない場合 等
詳細は、学校に御相談ください。
※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。
※4 親権者・未成年後見人が存在せず、生徒の生計をその収入により維持している者がいる場合に「はい」を選択します。

4. 認定申請登録(保護者等情報)画面（共通）(2/2)

手順

1. すべての質問に回答すると、登録が必要な保護者等の入力欄(人数分)が表示されるため、情報を入力します。
2. いずれか１つの「収入状況提出方法」を選択します。
   - **個人番号カードを使用して自己情報を提出する**
     ➡12ページに進んでください。
   - **個人番号を入力する**
     ➡17ページに進んでください。
   - **システム外で個人番号カードの写し等を提出する**
     ➡18ページに進み、学校に提出方法を確認してください。
3. 「入力内容確認(一時保存)」をクリックします。

補足

Ⅰ 漢字氏名欄とかな氏名欄は全半角、アルファベット、半角スペース、ー(長音)入力が可能です。

Ⅱ 審査完了時等にメールでの連絡を希望する場合、入力してください。

Ⅲ 個人番号カードの使用に必要な環境等が確認できます。

Ⅳ 課税地は**その年の1月1日現在(1～6月分の申請の場合は、その前年の1月1日現在)**の住民票の届出住所となります。

Ⅴ 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合、チェックします。この場合、課税地の選択は必要ありません。

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録(収入状況取得)画面(1/9)

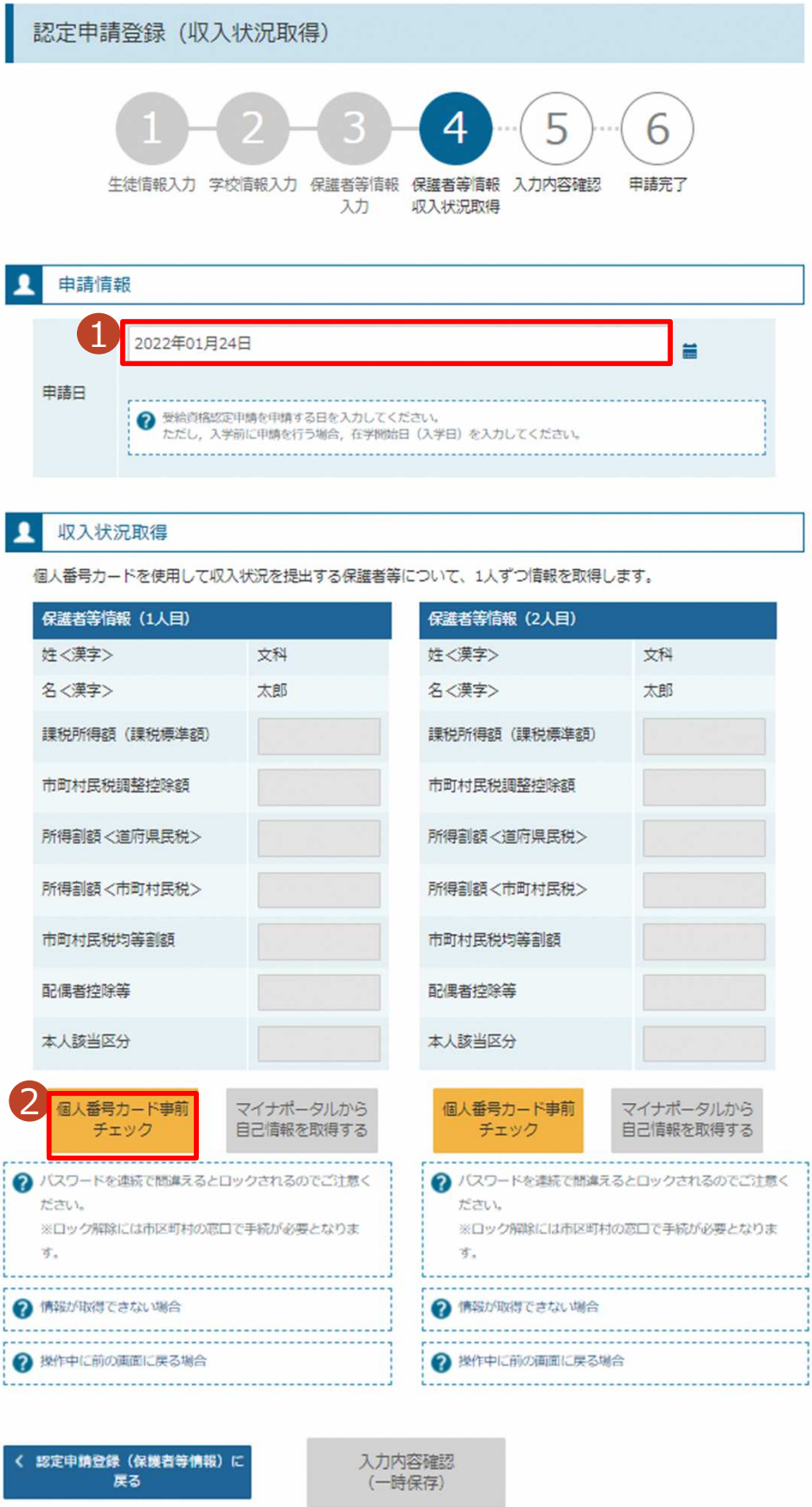

手順

1. 申請日をカレンダーから選択します。ただし、7月分の申請を6月以前に行う場合は、「7/1」を設定してください。

2. 個人番号カードの本人確認を行うため、個人番号カードをスマートフォン又はICカードリーダライタにかざし、「個人番号カード事前チェック」ボタンをクリックします。

補足

- 端末（パソコン、スマートフォン等）にマイナポータルアプリをインストールする必要があります。

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録(収入状況取得)画面(2/9)　※マイナポータルの画面

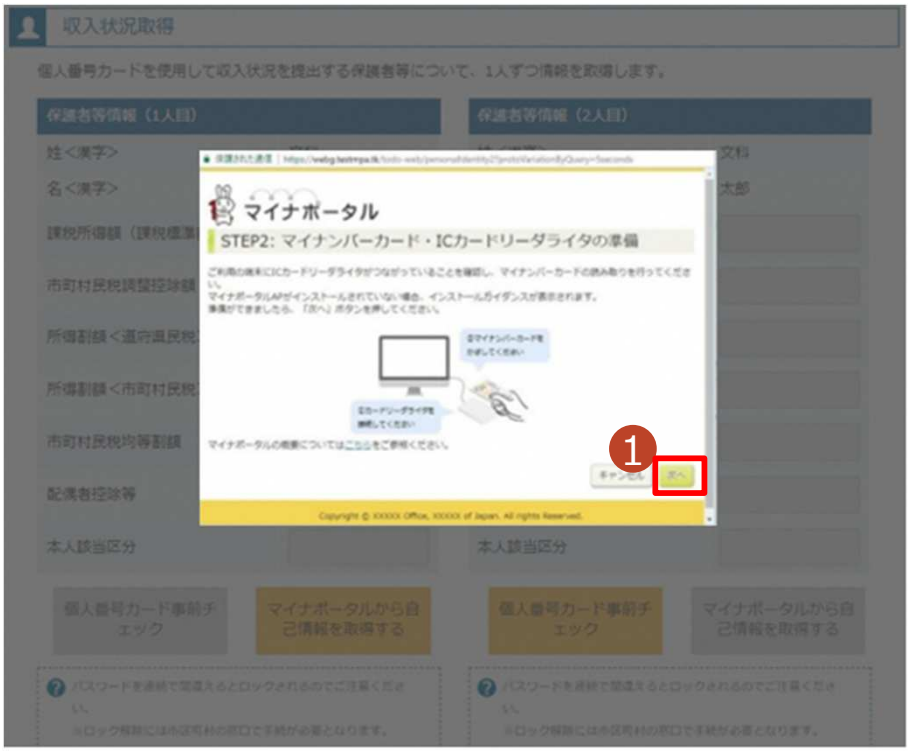

手順

1. 【スマートフォンの場合】
スマートフォンを直接個人番号カードの上にかざして、「次へ」ボタンをクリックします。

【PCの場合】
ICカードリーダライタをパソコンに接続し、個人番号カードをかざして、「次へ」ボタンをクリックします。

補足

うまく読み取れない場合は…
- 一度スマートフォンを離し、再度近づけてください。
- ICカードリーダライタの接続を確認してください。

5. 認定申請登録(収入状況取得)画面(3/9)　※マイナポータルの画面

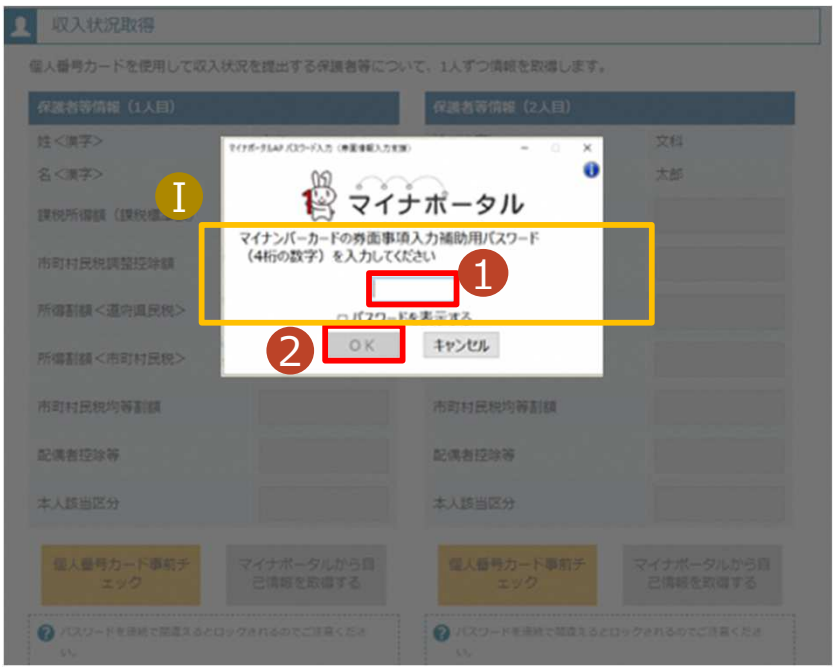

手順

1. 個人番号カードの券面事項入力補助用パスワードを入力します。
2. 「OK」ボタンをクリックします。

補足

Ⅰ 券面事項入力補助用パスワードは、個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した、4桁の数字です。

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録(収入状況取得)画面(4/9)

手順

1. 「マイナポータルから自己情報を取得する」ボタンをクリックします。

5. 認定申請登録(収入状況取得)画面(5/9)　※マイナポータルの画面

手順

1. 内容を確認し、「次へ」ボタンをクリックします。その後、再度個人番号カードを読み取ります。

補足

- 個人番号カードの読み取りについては、13ページを参照してください。

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録(収入状況取得)画面(6/9)　※マイナポータルの画面

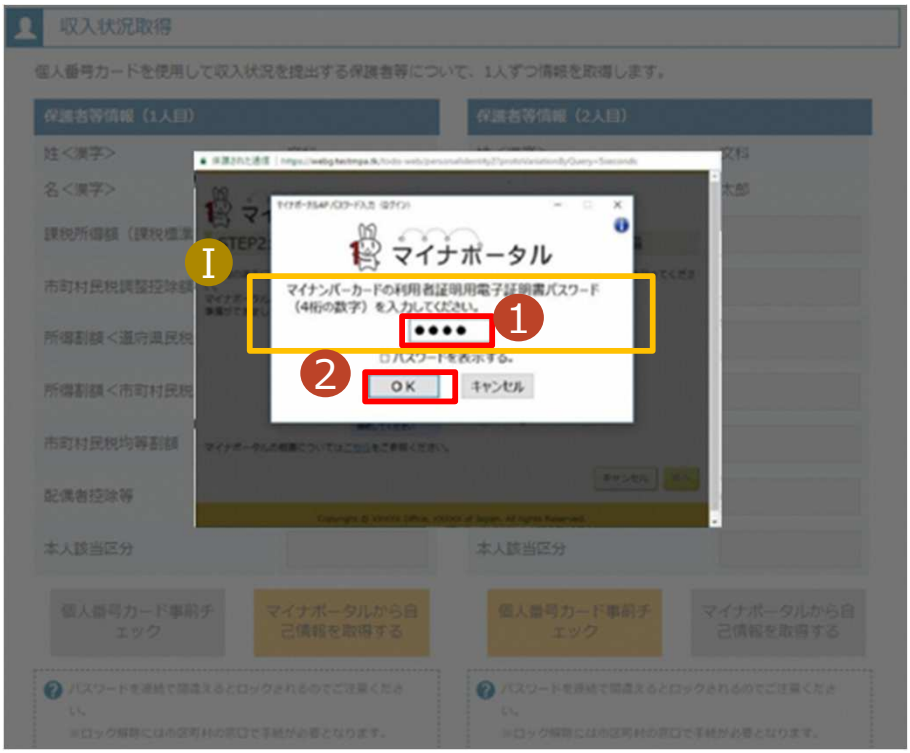

手順

1. 個人番号カードの利用者証明用電子証明書パスワードを入力します。
2. 「OK」ボタンをクリックします。

補足

I 利用者証明用電子証明書パスワードは、個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した、4桁の数字であり、13ページで入力したものと同じです。

5. 認定申請登録(収入状況取得)画面(7/9)　※マイナポータルの画面

手順

1. 自己情報取得中の画面が表示されるため、完了するまで待ちます。

補足

I 情報を取得できるまで、20秒程度かかる場合があります。エラーが表示されていない場合は正常に処理が行われているため、時間をおいてから再度ご確認ください。

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録(収入状況取得)画面(8/9)

I

手順

1 同様の手順で、2人目の保護者等の個人番号カード事前チェックと自己情報の取得を行います。

補足

I マイナポータルから取得した自己情報（課税情報等）が転記されます。

5. 認定申請登録(収入状況取得)画面(9/9)

I

手順

1 全員分の収入状況取得後、「入力内容確認（一時保存）」ボタンをクリックします。
➡ 18ページに進みます。

補足

I クリックすると、申請情報が一時保存され、中断後に再開することができます。
再開する場合は、20ページを参照してください。

個人番号を入力する場合の手順は以下のとおりです。

7. 認定申請登録(保護者等情報)画面

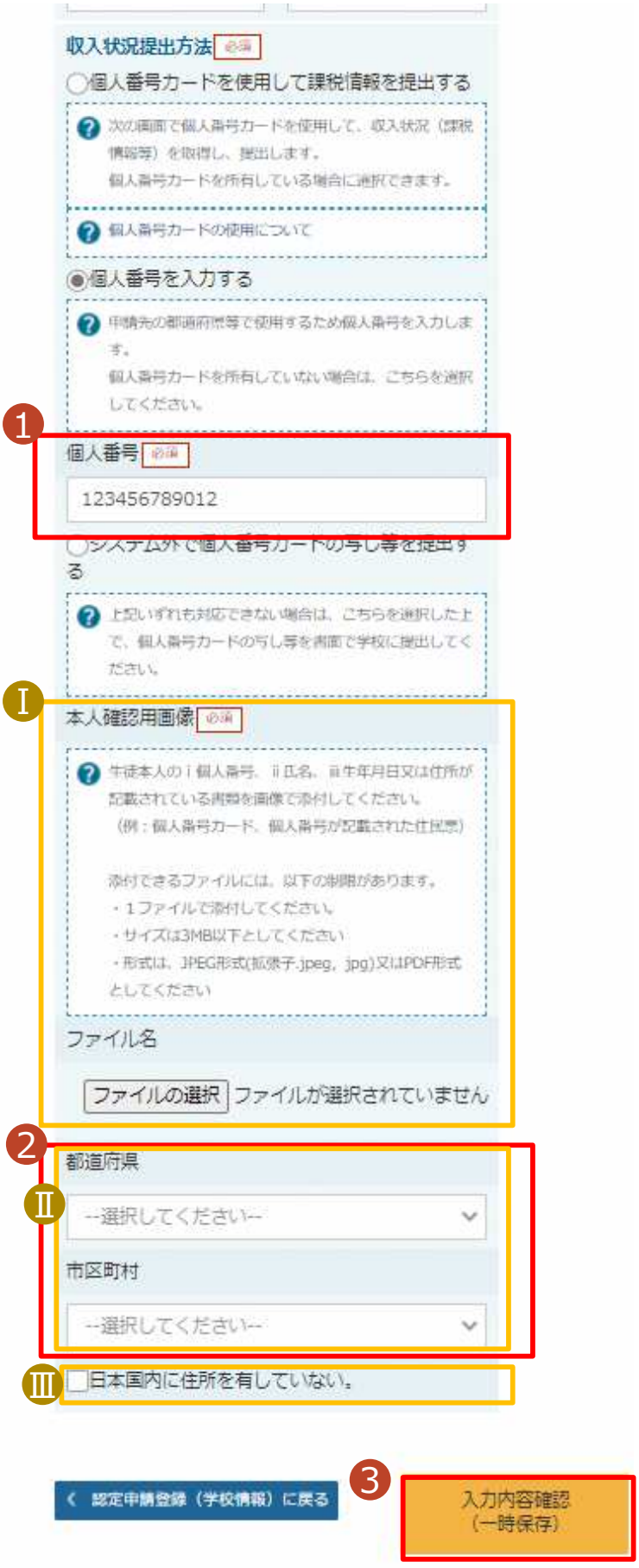

手順

1. 個人番号カード等で本人確認を行い、保護者等の個人番号を入力します。
2. 課税地を選択します。
3. 「入力内容確認（一時保存）」ボタンをクリックします。

補足

Ⅰ 生徒本人の個人番号を入力した場合のみ表示されます。学校等で本人確認を行うため、個人番号カード等の画像をアップロードしてください。

Ⅱ 課税地は**その年の1月1日現在(1～6月分の申請の場合は、その前年の1月1日現在)**の住民票の届出住所となります。

Ⅲ 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合、チェックします。
チェックした場合、課税地の選択は必要ありません。

8. 認定申請登録確認画面

手順

1. 生徒情報、学校情報、保護者等情報が正しいことを確認します。
2. 内容を確認し、チェックします。
3. 「本内容で申請する」ボタンをクリックします。

補足

Ⅰ メールアドレス、個人番号についての確認事項は、それぞれの情報を入力した場合のみ表示されます。

Ⅱ 前の画面の入力内容を修正する場合、「認定申請登録(保護者等情報)に戻る」ボタンをクリックします。

9. 認定申請登録結果画面

手順

1. 申請の登録結果が表示されます。
以上で受給資格認定申請は完了です。審査が完了するのをお待ちください。

補足

- 審査が完了すると、学校から通知が届きます。
- メールアドレスを登録した場合は、審査完了をお知らせするメールも届きます。

10. ポータル画面

手順

1. 審査状況、審査結果、申請内容を確認する場合は、「表示」ボタンをクリックします。

2. 操作説明
2-3. 受給資格認定の申請をする

申請途中で一時保存・中断を行った後に申請を再開する場合の手順は以下のとおりです。
申請中断後にポータル画面から「認定申請」ボタンをクリックすると、以下の「11.認定申請登録(再開確認)画面」が表示されます。

11. 認定申請登録(再開確認)画面

手順

1. 保存済みの情報を使って申請を再開するか否かを選択します。

   - **保存済みの情報を使用して申請を再開する**場合
     ➡ 上部：はい

   - **新しく情報を入力する**場合
     ➡ 下部：いいえ

2. 「受給資格認定申請を行う」ボタンをクリックします。

補足

- 「はい」を選択した上で保護者等情報の変更を行う場合、詳細手順については、「④変更手続編」マニュアルを参照してください。